

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- (1) 業務名 大学提案による地域課題解決事業
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所 市内大学及び関連する研究実施場所
- (4) 契約上限金額 1件あたり1,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 委託件数 複数件（審査・選定結果により決定）

2 業務の目的

本業務は、市内大学における多様な教育・研究活動の成果を地域が抱える課題の解決や、新たな価値創出につなげるとともに、行政との連携体制を強化することを目的とする。

3 対象

浜松市内にキャンパスを有する大学、短期大学、大学院に所属する49歳以下（令和8年4月1日時点）の研究者（学部学生、修士学生を除く）を代表者とする研究事業

4 業務内容

(1) 研究テーマ

若者や女性に選ばれるまちづくり、災害に強いまちづくり、中心市街地の活性化、中山間地域の振興、産業振興にかかる課題の解決に関する研究

(2) 実施方針

- ・課題の解決や新たな価値創出に向けた方策を明確にすること。
- ・想定される地域、行政との連携体制を明確にすること。
- ・本事業実施後も継続的に課題の解決に寄与するものであること。

(3) 成果目標

- ・市内大学と地域、行政との連携による新たな研究モデルの確立
- ・研究成果の社会実装

5 成果物

(1) 報告書

実施概要、実施結果、課題、今後の展開（社会実装）などを明示

(2) データー式

制作物一式をデジタルデータにして保存したポータブル記録媒体

6 その他

- (1) 本業務における成果品についての著作権、著作権等は浜松市に帰属する。
- (2) 受託者は、成果品について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証するこ

と。

- (3) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- (4) 受託者は、本業務の実施により知り得た情報が漏洩することの無いよう、情報の管理に万全の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、委託者に速やかに報告すること。
- (5) 受託者が業務上知り得た個人情報については「浜松市個人情報保護条例」を遵守し、個人情報の適正な管理及び保護を図るため、必要な措置を講じること。
- (6) 本業務の遂行に当たっては環境関係法令を遵守し、浜松市環境方針及び浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）に基づいて、事業の推進に努めること。
- (7) 本仕様に記載のない事項については、委託者と協議して決定する。